

新土改発第213号
令和2年3月4日

関係各位

新利根川土地改良区
理事長 長坂太郎

第167回通常総代会（書面議決）採用のお知らせ

日頃より当改良区の運営につきましては特段のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先日第167回通常総代会開催通知をお送りいたしましたが、このたび新型コロナウイルスの感染拡大防止という関係機関からの通知により、特別に書面議決を採用いたします。この書面議決につきましては、上位法令である土地改良法にて書面による議決の行使が認められていることから、特例的に今回の総代会より適用することとなりました。

議案の可決につきましては、当日の参加者の賛否と、総代の皆様よりご提出頂いた書面議決書の賛否を合わせて、賛成が規定の数を超えた場合に可決、承認いたします。

総代会は最小規模での開催となります。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。